

「登録検査機関における業務上の留意事項について」に基づく結果通知書記載事項の扱いについて(補足)

【記載の基準】

検査の種類、試験結果書に登録検査機関と表示するか否かによって扱いが異なりますので、下記を参考としてください。

結果書の表示 検査の種類	登録検査機関と表示する場合		登録検査機関と表示しない場合	
	「業務規程」の記載	規則 40 条の基準に適合するかの記載	「業務規程」の記載	規則 40 条の基準に適合するかの記載
食品衛生法第 26 条 第 1～3 項	「認可を受け」が必要	必要	「認可を受け」が必要	必要
食品衛生法第 25 条 第 1 項	「認可を受け」が必要	必要	「認可を受け」が必要	必要
食品衛生法第 28 条 第 4 項	「準じ」が必要	必要	「準じ」が必要	必要
初回輸入時指導検査	「準じ」が必要	必要	「準じ」が必要	必要
輸出食品検査(対米、対 EU、対中国)	「準じ」が必要	必要	「準じ」が必要	必要
輸入食品に係る自主検査(検疫所に提出する必要があるもの)	「準じ」が必要	必要	「準じ」が必要	必要
輸入食品に係る自主検査(検疫所に提出する必要のないもの)	「準じ」が必要	必要	任意	任意
国内食品自主検査	「準じ」が必要	必要	任意	任意

【記載の文言】

原則、

「本結果は、当機関が認可を受けた業務規程に準じ、厚生労働省令で定める基準に適合する方法で実施した検査によるものです」

「本結果は、当機関が認可を受けた業務規程に準じ、厚生労働省令で定める基準に適合する方法で実施した検査によるものではありません」

のいずれかですが、どこが適合していないのか、何故適合していないのか、その他の部分は適合している等の追記を行うことに支障はありません。